

容量市場に関する既存契約見直し指針（案）

1. 契約見直しの必要性

小売全面自由化以降の市場取引の拡大や、FIT制度の開始等に伴う再エネの導入拡大による市場価格の低下によって、電源投資の回収予見性が低下している。今後、仮に電源投資が適切なタイミングで行われなかった場合、中長期的に供給力不足の問題が顕在化するとともに、需給が逼迫する期間にわたり、電気料金が高止まりする問題や、再エネ導入に必要な調整電源を確保できない問題等が生じると考えられる。

こうした問題に対応するため、①あらかじめ市場管理者である広域機関が需要のピーク時に電気を確実に供給できる能力（kW）を確保し、②実需給時の供給能力に応じて、発電事業者等に一定の費用を支払う容量市場が創設されることとなった。

あらかじめ市場管理者が確保する供給力については、容量市場において一括して確保されることとなる。そのための費用は、市場管理者から各小売電気事業者及び一般送配電事業者に対して、請求されることとなる。また、発電事業者等が期待容量¹に応じて容量市場に入札し落札され、かつ、所要のリクワイアメントを満たした場合には、市場管理者から、発電事業者等に対して支払いが行われることとなる。

容量市場の市場管理者から小売電気事業者への費用の請求は、当該小売電気事業者が発電事業者等と相対契約を結んでいるか否かにかかわらず行われることとなる。このため、小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生することになる。また、発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができることとなる。

容量市場の導入は、供給力不足、電気料金の高止まり、調整電源を確保できない等の問題に対応するため行われるものであり、既存の相対契約については、制度導入趣旨を踏まえ、適切な時期に見直される必要がある²。

2. 基本的な考え方

既存の相対契約（以下、「既存契約」という。）には、基本料金と従量料金を支払う二部料金制となっているもの、従量料金のみを支払うもの、基本料金と

¹ 期待容量は、電源等の設備容量に調整係数を乗じることにより、算定される。

² 2020年以降できるだけ早い時期を目途に、系統利用者(発電設備設置者)に系統利用の受益に応じた費用負担を求める発電側基本料金を導入することを目指すこととなっているが、発電側基本料金導入後に発電・小売間で適切に負担を転嫁する考え方については、容量市場にかかる既存契約見直し指針とは別途ガイドラインに示す予定となっている。

燃料費を除く従量料金のみを支払い電気を買い取る事業者が発電用燃料を自ら調達し発電所に供給するトーリング契約等多様な契約形態が存在する。容量市場において取引される kW 価値³ に対する対価を含む既存契約については、容量市場導入後も現行の既存契約を継続した場合等、状況によっては、発電事業者等は容量市場と既存契約のそれぞれから同一の kW 価値に対して二重の収入を得ることになり、小売電気事業者は、容量市場と既存契約のそれぞれにおいて同一の kW 価値に対して二重の負担を負うこととなる。

既存契約に基づく当該 kW 価値に係る発電事業者等の収入、小売電気事業者の負担の重複が解消されるよう、こうした既存契約については、適切な契約内容の見直しを行うことが必要となる。容量市場の導入を予め見据えて見直しを行った契約等を除き⁴、いずれの契約形態においても、契約上の kW 価値の有無とその対価に対する考え方を事業者間で誠実に協議し整理の上、本指針の基本的な考え方に則った既存契約の見直し協議が行われることが望ましい。なお、事業者間の協議の結果、既存契約の中に kW 価値が含まれていないことや、一部しか kW 価値が含まれていないことが明らかな契約については、本指針によることが必ずしも適当というものではない。

具体的には、容量市場創設の趣旨を踏まえ、適切な時期⁵に以下の内容の措置を講ずることが望ましい。

- 発電事業者等は、相対契約の対象となる全ての kW 価値に対応する容量を容量市場に入札することに契約上合意する。
- 容量市場に入札して落札された容量 (kW 価値) について、発電事業者等が容量市場から収入を得ており、既存相対契約において kW 価値に係る費用が支払われている場合は、既存契約を見直して、相対契約に基づく取引価格から容量市場から得られる収入額を差し引いた上で、発電事業者等が差額

³ ここでの kW 価値は、電源等が必要時において予め期待された電力を発電し受電できる価値を言うものであり、kW 価値に対する対価は、典型的には受電電力量にかかわらず固定的に支払う費用 (維持管理費等) に包含されると考えられる。ただし、従量価格のみの契約等もあり、この限りではない。また、容量収入は容量市場におけるリクワイアメントに対応する kW 価値に対する対価であると考えられ、必ずしも固定的に支払う費用 (維持管理費等) とは一致しない。

⁴ 容量受渡年度まで存続しないような契約は容量受渡年度までにオークション結果を踏まえた新たな契約が締結されることが考えられる。

⁵ 見直し協議は、既存契約の残存期間や契約に定められる契約条件見直しのタイミング、制度変更があった場合の対応の考え方などを踏まえて個別の契約ごとに適切な時期に行われる必要がある。例えば、容量受渡年度まで存続するような契約については、協議における合意内容が入札行動にも影響を与えることからオークション以前に協議が行われることが望ましい。

分を受け取る⁶⁷等の精算⁸が行われるよう、当事者間で協議の上、既存契約の見直しを行う。

3. 発電事業者等の容量市場からの受取額が減少する場合の取扱い

何らかの理由によって、発電事業者等が容量市場から得られる収入額が、相対契約の対象とする kW 価値に、容量オークションの約定価格を乗じたものよりも減少することが考えられる。こうした場合には、容量市場から得られる収入額の減少分を発電事業者等と小売電気事業者のいずれが負担することになるのか、契約上、整理が必要と考えられる。

【発電事業者等の容量市場から得られる収入額が減少する例⁹】

- ① 相対契約の対象とする kW 価値が容量市場で落札されない場合
 - A) 発電事業者等が容量市場に対して相対契約の対象とする kW 価値の入札を行わなかった
 - B) 相対契約の対象とする kW 価値を入札したが容量市場で落札されなかった
- ② ペナルティが発生し、発電事業者等が受け取る収入額が減額された場合
 - A) 平常時や需給ひっ迫時にリクワイアメントに応じた供給力を提供できなかった（例：電源故障や燃料調達不調）
 - B) 需給ひっ迫時に発電余力の市場応札を行わなかった
 - C) 容量受渡年度以前に市場退出を行った

既存契約の見直しを行うにあたっては、事業者間において誠実に協議を行い、決定することが基本となる。その際、こうした容量市場から得られる収入額の減少分の扱いについては、収入額の減少が生じた事由ごとに、

⁶ 相対契約と電源が一对一に対応しない場合(例：一つの電源と複数の契約が結びつく、複数の電源と一つの契約が結びつく等)、差し引かれる収入額について協議が必要。

⁷ 二部料金制、一部料金制、トーリング契約等いずれにおいても、容量市場から発電事業者等が得る収入額を小売電気事業者との間で精算することが基本と考えられる。

⁸ 具体的な精算方法については当事者間での協議が必要。例えば、相対契約に基づく取引価格を小売電気事業者から発電事業者等に一度支払った上で、発電事業者等が実際に受け取った容量収入を小売電気事業者に払い戻す方法や、容量収入額を予め差し引いた価格で小売電気事業者から発電事業者等に対する支払いを行う方法等が考えられる。

⁹ 上記に例示しているもの以外に、経過措置期間中であり既設電源の容量市場からの受取額が減額される場合も、発電事業者等が容量市場から得られる収入額が減少するが、容量市場における経過措置は、小売電気事業者の競争環境の激変緩和を図るために、一定の年限を区切って、既設電源（経過措置対象電源）に対して支払い額の減額措置を講じるものであり、経過措置による減額後の収入を容量市場から得られる収入とすることが適当と考えられる。

- イ) 発電事業者等の収入額変更の原因や背景
 - ロ) 契約締結時における料金やリスク負担の考え方¹⁰
 - ハ) いずれか一方に著しい負担が発生しないか
- といった観点から検討を行いつつ、協議を行うことが適切と考えられる。

【事例ごとの見直し方針の例】

①相対契約の対象とする kW 価値が容量市場で落札されない場合

小売電気事業者は相対契約の有無に関わらず容量拠出金の支払い義務を負うこと、相対契約で容量受渡年度において確実に kW 価値に係る費用が支払われることを前提にすれば、当該電源は容量市場では競争力の高い電源として入札行動をとることが考えられる。一方、既存契約が容量受渡年度まで存続しないリスク等も踏まえて容量市場で入札行動をとることも考えられる。これらの点を踏まえて、契約当事者間で協議の上入札行動について考え方を整理することが望ましい。

- A) 発電事業者等が容量市場に対して相対契約の対象とする kW 価値の入札を行わなかった：契約当事者間で容量市場への不参加が事前に合意されていた場合を除き、発電事業者等が得られるはずだった容量収入相当を小売電気事業者との間で精算することが考えられる。
- B) 相対契約の対象とする kW 価値を入札したが容量市場で落札されなかった：契約当事者間の協議の結果合意された入札行動の考え方を逸脱する形で、発電事業者等の判断で入札が行われた結果として落札されなかった場合には、発電事業者等が得られるはずだった容量収入相当を小売電気事業者との間で精算することが考えられる。

②ペナルティが発生し、発電事業者等が受け取る収入額が減額された場合

ペナルティは、容量市場で調達した容量が適切に機能することを実効化するために導入されるものであり、基本的には、発電事業者等がペナルティを負担することが適切だと考えられる。他方で、ペナルティは様々な発生原因が考えられるため、ペナルティの発生原因を踏まえて、対応を検討することが求められる。また、発電停止時等の取扱い等、既存契約における料金やリスク負担の考え方を踏まえてペナルティの負担の在り方について協議されることが必要と考えられる。

¹⁰ 容量市場への参加は約定価格の変動やペナルティの存在を鑑みると一定のリスクを伴う行為であるが、既存契約当事者に留まらず発電事業者等が特別目的会社である場合の株主等の出資者、資金提供者や発電所の運営・管理を行う委託事業者等の関係者ともリスク分担について必要に応じて協議が行われることが望ましい。

- A) 平常時や需給ひっ迫時にリクワイアメントに応じた供給力を提供できなかった(例: 電源故障や燃料調達不調): 発電事業者等に帰責性がある場合、発電事業者等がペナルティを負担することが基本となるが、既存契約における料金やリスク負担の考え方を踏まえて負担の在り方について協議されることが必要と考えられる。また、既存契約が見直される際には、相対契約当事者以外の関係者との間でも必要に応じて負担についての協議が行われることが望ましい。例えば、発電事業者等が発電所の管理・運用を委託している事業者や燃料調達事業者との契約に定められるペナルティと容量市場におけるペナルティの精算方法について協議を行うことが考えられる。
- B) 需給ひっ迫時に発電余力の市場応札を行わなかった: 需給ひっ迫が発生している際には卸電力市場において高価格で約定される蓋然性が高く基本的には市場応札を行うことが経済合理的な行動となる。従って、小売電気事業者が受電しないことを明らかにした場合等において、経済合理性に反して市場応札を怠った場合には、発電事業者等がそのペナルティを負担することが考えられる。
- C) 容量受渡年度以前に市場退出を行った: 容量受渡年度を契約期間とする相対契約の存在する電源が容量受渡年度以前に市場退出を行うのは、発電事業者等または小売電気事業者いずれかの事情によって契約が解除されていることが想定される。従って、契約解除の原因や契約継続期間中に契約を解除した場合の相対契約上の違約金の扱いなどを踏まえて、市場退出のペナルティを事業者間で精算することが考えられる。

4. 既存契約の見直しに関連する紛争解決の利用

容量市場に関する取引は広域機関が定めたルールに基づいて行われるが、既存契約は電力の取引に係る契約等に該当するものと整理されることから、当該契約の見直しに係る紛争(既存契約の見直しについて協議を開始できない/見直しについての協議がまとまらない等)の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができる。